

介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

2024 度から、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。
当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員等処遇改善加算の（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得していること
2. 現行の介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 現行の介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

【加算の取得状況】 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容】

入職促進に向けた取組み
法人や事業所の経営理念や方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催者等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進
子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当者制等により業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理
業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
短時間勤務労働者等受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用改善の研修等の実施
生産性向上のための取組
業務手順の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、共同化を通じた職場環境の改善に向けた取組みの実施
短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
やりがい・働きがいの醸成
ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供